令和８年11月10日
環 境 部 環 境 課

令和９年度歩行喫煙等防止に係るマナーアップ指導等業務委託プロポーザル募集要領

1　目的

本要領は、「令和９年度歩行喫煙等防止に係るマナーアップ指導等業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

2　業務概要

(1)　件名　　令和９年度歩行喫煙等防止に係るマナーアップ指導等業務委託

(2)　履行期間　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。

(3)　履行場所　仕様書（別紙１）のとおり

(4)　業務内容　仕様書（別紙１）のとおり

(5)　概算経費　32,878,000円（税込）
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3　参加資格および欠格条項

３－１　参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

(1)　警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に定める東京都公安委員会の認定を受け、かつ、法第２条第１項で定める警備業務を行っている警備業者であること。

(2)　提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

３－２　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2)　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年４月１日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

(3)　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年８月２日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

(4)　法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者

(5)　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

4　選定方法

４－１　日程（予定）

募集要領等の公表	令和８年11月10日（火）
質問受付期間	令和８年11月10日（火）～令和８年11月17日（火）
質問回答日	令和８年11月24日（火）
提案書等提出期限	令和８年12月10日（木）（午後５時必着）
一次審査　結果通知	令和８年12月22日（火）まで
二次審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ）	令和９年１月13日（水）
二次審査　結果通知	令和９年１月28日（木）まで

４－２　質問回答

募集に関する質問は、質問票（様式12）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

(1)　質問期間

令和８年11月10日（火）から令和８年11月17日（火）午後５時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2)　質問方法

電子メール　件名は「マナーアップ指導プロポーザル質問」とすること。

(3)　担当部署

練馬区環境部環境課美化啓発係　担当：栗原

電　話　03-5984-4709

e-mail　KANKYOU@city.nerima.tokyo.jp

(4)　回答方法

令和８年11月24日（火）から、ホームページにて公表する。

４－３　提案書等の提出

参加を希望する者は、つぎのとおり提案書等を提出すること。

ア　提出期間

令和８年11月10日（火）～令和８年12月10日（木）午後５時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ　提出場所

練馬区役所本庁舎18階　環境部環境課美化啓発係

ウ　提出方法

提出書類は電子メールにより提出すること。なお、提出に当たっては、すべての提出書

類をPDF化すること。※郵送は不可とする。

エ　提出書類

つぎの書類を提出すること。なお、様式が定められているものについては、各様式に記載すること。

提出書類		提出部数
事業提案に関する書類	提案書表紙（様式１）	1部
	会社概要（様式２）	1部
	官公庁における契約実績（様式３）	1部
	業務への理解および取組方法（様式４）	1部
	業務責任者の配置（様式５）	1部
	業務実施体制（様式６）	1部
	従業者への研修・教育（様式７）	1部
	賠償責任保険加入の有無（様式８）	1部
	危機管理体制（様式９）	1部
	トラブル対応（様式10）	1部
	社会的貢献等（様式11）	1部
	見積書（積算内容がわかるもの）	1部
	提案書（上記以外で特に提案したいこと。様式自由）	1部
法人の資格に関する書類	直近の決算に係る財務諸表	1部
	「警備業務に関する公安委員会認定証」の写し	1部
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	1部

オ　提案書等の差し替えおよび再提出

提出期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

カ　参加の辞退

提案書等を提出した後に、事情により参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式13）を速やかに提出すること。

(1)　一次審査

参加資格を満たす者について、提案書等に基づき審査を行う。合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和８年12月22日（火）までに書面により通知する。

(2)　二次審査

一次審査を通過した者について、令和９年１月13日（水）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は、１者あたり事業者からのプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度とする。説明者は本業務を受注したときに主たる担当となる者とし、３名以内とする。

二次審査の詳細については、一次審査を通過した事業者に対して個別に通知する。

二次審査の審査結果は、令和９年１月28日（木）までに書面により通知する。

(3)　評価項目

評価項目については下表のとおり。

ア　一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・官公庁との契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性、迅速性 ・要員の研修体制 ・危機管理、苦情等への対応能力
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

イ　二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・官公庁との契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性、迅速性 ・要員の研修体制 ・危機管理、苦情等への対応能力
受託への意欲・熱意	・提案内容の説得性・実現性
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績

プレゼンテーション・ ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・ 区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

5　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

6　情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙２）に基づき取り扱うものとする。

7　その他事項

(1)　提出書類の作成および提出等ならびに企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

(2)　提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

(3)　審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時で失格とする。

(4)　提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

(5)　提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとすることがある。

(6)　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

(7)　本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

(8)　本要領の内容に疑義が生じたとき、または本要領に定めのない事項については、協議により定める。

8　問合せ先・担当

練馬区環境部環境課美化啓発係　栗原

練馬区豊玉北6-12-1　練馬区役所本庁舎18階
電話 03-5984-4709
メールアドレス　KANKYOU@city.nerima.tokyo.jp